

孤児著作物利用を促す拡大集中許諾制度（ECL）の可能性 －英国における ECL 導入を受けて－

小田桐 光輝

複製技術・通信技術の発展により、著作物の数は急激に増加した。著作物の増加に伴い、権利者の所在を知ることでできない著作物である「孤児著作物（Orphan works）」の数も増加した。孤児著作物の存在は著作物の二次利用やデジタルアーカイブを進める上で弊害となっており、この問題を孤児著作物問題という。この孤児著作物問題を対処する方法の一つとして北欧を中心に導入されている拡大集中許諾制度（Extended Collective Licensing: ECL）がある。2013年に英国が拡大集中許諾制度を導入したことを受け、日本でも拡大集中許諾制度について議論が行われるようになった。そこで本研究では英国における拡大集中許諾制度導入に至る流れと議論を追いながら、日本が拡大集中許諾制度を導入した際に発生すると考えられる影響を明らかにすることを研究の目的とする。研究方法については、英国から出された報告書や法案について書かれた文献を調査し、孤児著作物問題や拡大集中許諾制度についての議論を考察する手法を用いる。

現在日本で採られている孤児著作物対応は、著作権法第 67 条に定められている著作権者不明等の場合における著作物の裁定制度が主である。しかし裁定制度には大きく二つの問題があり、一つ目は著作隣接権について定める国際法との兼ね合いによって裁定制度で利用許諾を出すことができる著作物利用方法が限られてしまうこと、そして二つ目が裁定制度に係るコストが高いことである。この問題を解決する方法としては拡大集中許諾制度と著作権の例外規定が挙げられるが、利用対象の範囲が広いことから幅広い著作物利用に繋がる可能性のある拡大集中許諾制度が望ましいと考えられる。そこで日本における拡大集中許諾制度導入について国際条約、日本の著作権制度及び著作権管理団体との整合性から注意点の考察を行った。まずベルヌ条約を主とする国際条約上導入は可能であるが、著作物一般に拡大集中許諾制度を行う一般 ECL 規定については、スリーステップテストの関係上問題となる可能性が存在した。そして著作権制度との整合性については、英国が裁定制度と拡大集中許諾制度を両方実施していることから参考にできる。しかし日本の著作権管理団体は一般的に拡大集中許諾制度を行える基盤が存在しない。以上より拡大集中許諾制度の導入は制度設計次第で十分可能でありながら、一般 ECL 規定を行うにはいくつかの問題があることが判明した。しかし著作物の分野によっては十分可能な体制を持つものもあり、放送著作物など現行法では孤児著作物の利用に制限がかかる分野の著作物も存在することから、利用の目的を限定した拡大集中許諾制度導入を検討することが望ましいと考えられる。個別の拡大集中許諾制度が導入されるようであれば、利用の目的を限定しない一般的な拡大集中許諾制度の導入を検討しつつ著作権集中管理の振興を行うべきである。

（指導教員 村井麻衣子）